

# 弔 事 規 程

## (弔慰金取扱い)

### 1. 目 的

この取扱いは自治会員又は、その親族の死亡に対する弔慰金について定める。

### 2. 適 用

この取扱いは本会規約第 1 章第 3 条に定める会員（但し、区域内に居住する会員、以下同じ）および、その同居親族に適用する。

### 3. 弔慰金

会員又はその同居親族が死亡したとき表 1 に定める区分により弔慰金（香典）を交付する。

表 1

会 員 (世帯主)	配偶者	その他の 同居親族
10,000 円	10,000 円	5,000 円

注 1. 昭和 54 年 4 月 8 日より実施

注 2. 昭和 55 年 5 月より 3 を一部変更

注 3. 昭和 57 年 7 月 3 及び 4 を一部変更

注 4. 平成 9 年 4 月より 3 (2) 及び 4 を削除

注 5. 平成 10 年 4 月 5 日総会決定により 2 及び 3 を一部変更